

中世地方禅院の発展に関する一考察：薩摩野田感応寺の場合

上田，純一

<https://doi.org/10.15017/2230657>

出版情報：史淵. 123, pp.25-59, 1986-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



中世地方禪院の発展に関する一考察

——薩摩野田感応寺の場合——

上 田 純 一

はじめに

従来、中世宗教史の分野に圧倒的な影響を及ぼしてきた黒田俊雄氏の、いわゆる「顕密体制」なる概念⁽¹⁾に対し、松尾剛次氏は最近批判を加えられ新見解を提示されている⁽²⁾。松尾氏の批判点を詳しく紹介する余裕はないが、主な論点としては、正統・異端概念の有効性に対する疑問と「中世寺社勢力の在り方という、いわば制度的問題を、制度と思想という少なくとも次元の異なる両要素をもつ「顕密体制」概念で説明⁽³⁾」する分析方法への批判とに要約されよう。氏は、これらの批判点を踏まえられた上で、いわゆる「国家的授戒制」に基づく「官僧」・「遁世僧」概念を提示され、鎌倉末期以後中世を代表する寺社勢力は「遁世僧」(鎌倉新仏教勢力)であると結論された。筆者には現在の所、両氏の説の是非を論ずる用意はないが、両氏の説の重要な対立点のひとつが禪宗の位置付けの問題にある点には特に注目しておきたい⁽⁴⁾。早急な禅宗史研究の蓄積が要望される所以である。

本稿は、以上の様な研究動向を念頭に置きつつ、これまで検討されることの少なかった地方禪院の建立・発展の問題を考察したものである。考察の対象とした鎮国山感応寺(鹿児島県出水郡野田、現在臨済宗相国寺派)は、薩摩守護島津氏に外護され南北朝期には諸山に昇位するなど、いわゆる「五山制度」の裾野を形成した地方禪院の一典型で

あったのだが、これまでほとんど論究されることはなかった。⁽⁵⁾ 本稿ではまず、同寺建立の契機が如何なる歴史的条件下で達成されたのか、という点の考察を行い、次に南北朝期における同寺發展の特色について論じてみたい。後者に關しては特に内乱期における在地情勢の變化に注目し、内乱期が同寺にとって果して如何なる意味を有したのか、という点にも不十分ながら考察を及ぼす予定である。

(1) 同氏「中世における顯密体制の展開」(『日本中世の國家と宗教』所収、昭和五〇年、岩波書店) など。

(2) 同氏「大乘戒壇と鎌倉新仏教の成立——大乘・小乘戒壇体制論補考——」(『山形大学史学論集』五、昭和六〇年二月)、「官僧と通世僧——鎌倉新仏教の成立と日本授戒制——」(『史学雑誌』九四—三、昭和六〇年三月)。

(3) 松尾氏前掲論文「官僧と通世僧」三八頁。

(4) 例えは黒田氏と同じく「顯密体制」論を主張される平雅行氏なども、室町期の禪宗盛行は認めつつも、禪宗改革派と位置付けされており(同氏「中世宗教の社会的展開」『講座日本歴史』3、一九八四年、東大出版)、禪・律僧を旧仏教勢力と決定的に異なる新教団で鎌倉末期以降を代表する寺社勢力であると規定される松尾氏の見解と相違している。今後の両氏の重要な論争点のひとつがこの点に存する事は疑いない。

(5) 例えは鈴木泰山「禪宗の地方發展」(昭和五八年復刊、吉川弘文館)等にも同寺への言及はほとんど見られない。これは主として史料的な制約に依るものであったが、近年、五味克夫氏により「感応寺由来」(後述)の紹介がなされたことは貴重であった。

一、感応寺の建立

「薩摩最初之禪叢」⁽¹⁾と謳われた鎮国山感応寺の創建は建久五年と伝えられている。

同寺々記である「感応寺由来」⁽²⁾には、この間の事情を

抑当寺者御元祖豊後守忠久公初而当国江御入部之刻、為御菩提最初之靈場、建久五甲寅年本田石見守親経蒙太守忠久公之嚴命、被于当寺草創本州不二之為法窟、因茲山曰鎮国、寺云感応者斯所謂也、

と記し、島津氏初代忠久の命を受けた本田石見守親経により創建された、とする。また、これとは別に『西藩野史』⁽³⁾・『島津国史』⁽⁴⁾・『三國名勝図会』⁽⁵⁾などでは開基を本田親経の子貞親としており、寺伝とは多少越きを異にしている。例えば『西藩野史』では「本田氏伝記」に依拠しつつ、

文治二年忠久公西州に赴、先京に在り、本田親恒薩州に入り、国の形勢を見る、賊起て拒む、親恒是を攻撃す、国定て帰る、然して公国に入る、その子左衛門尉貞親従て来り執柄たり、隅州の守護代と為て清水に居す、一寺を野田に立つ、感應寺是也、

と述べている。

そもそも島津氏と当地との関係は、元暦二年惟宗忠久が、源頼朝下文により島津庄下司職（惣地頭職）に補任されたのを出發とするが（後述）、同氏の本格的な薩摩下向は、蒙古襲来を契機とした三代久経あたりの時期とされており、この間は島津氏の命をうけて山門院に入部していた被官本田氏による在地支配が進められていた。この事実よりすれば、山門院内野田の地に建立された感應寺についても本田氏の一定の関与というものを想定することは十分に可能であるのだが、鎌倉前期の本田氏に関しては確実な史料が不足しており、現在の所、開基檀越の明確な確定は不可能である。⁽⁹⁾また、前述の寺記においては同寺の創建を建久五年、開山を栄西に比定しているが、これらの点も確たる史料に基づいたものでないことは同様である。筆者はかつて島津氏とはほぼ同時期に薩摩へ下向した西遷御家人渋谷氏の禅宗受容について検討する機会があり、同氏における禅宗受容が蒙古襲来以後南北朝期にかけての時期であるという結論を得た。⁽¹⁰⁾この事実から推測するならば、同寺が建久五年に栄西により禅院として開山されたとする寺伝には、状況的にいささか無理がある様に思われる。鈴木泰山氏も述べられた如く、当初真言若しくは天台宗であったものが、後述の様に鎌倉末期島津貞久の中興により禅院に改められ、勧請開山として栄西が迎えられたものであろう。⁽¹¹⁾

以上の様に同寺建立に関しては不明な点が多く判然としないが、私見としては次に述べる様な理由から、一応安貞

二年あたりを同寺建立の時期の目安に考えている。

安貞元年、鎌倉において島津氏初代忠久が死去すると翌二年には当地に墓堂が営まれ、息男下野守忠義（時）により水田三町が寄進されたという。「感応寺由来」によれば、

一、安貞二戊子年六月十八日為忠久公御骨堂寺内江光明院御建立并御石塔御崇立

一、安貞二年八月十八日光明院江水田三町御寄進狀下野守忠義御判

とある。同寺文書の残存率は極めて悪く、特に鎌倉期の文書は皆無に等しい。ここに掲げたものも目録のみで文書を伝えておらず、また忠義（時）の官途にも疑念が存するのだが、⁽¹³⁾しかしながら忠久墓堂（光明院）⁽¹³⁾建立の件のみに話を限定すれば、あながち不自然な事柄でもない。ただその場合にも「為忠久公御骨堂寺内江光明院御建立」の表現には一考を要する。つまり、「寺内」の文言を以て、直ちに感応寺の建立を同時期以前に遡らせるのは、島津氏の薩摩下向以前でもあり、かつ同時期の文書中に感応寺の寺名を見出し得ぬ点などから考えても、いささか早急に過ぎる判断の様に思われる。仮に寺院の存在を認めるにしても、草庵的なそれであった可能性が強い。同様な例は、例えば豊後大友氏の場合にも求められる。大友氏の場合、初代能直が貞応二年京都において卒去すると、墓堂は京都・鎌倉の両所の外に豊後国大野庄内にも営まれた。これは大友惣領家に先んじて当地に入院していた庶子家により造営されたもので、在地支配に惣領家の権威を活用せんと意図したものであるが、この墓堂も惣領家三代頼泰の豊後入部以後に次第に寺観が整えられ、南北朝期に至ると大友氏々寺として勝光寺の寺名が冠せられているのを知ることができる。⁽¹⁴⁾この様に武士の氏寺が祖先の墓所から發展することは一般的現象であり、以上の事実からすれば、感応寺の場合も同様に忠久墓堂（光明院）を前身とし、三代久経の入部以後、これを中心として次第に寺院の造営が進み寺観を整えたものと推測される。以下禪院感応寺建立までの推移を前掲の「感応寺由来」（以下「由来記」と略称）により窺ってみよう。

忠久墓堂光明院の造営に続き文永九年、弘安七年にはそれぞれ、島津氏二代忠義（時）、三代久経が卒し、「当寺御石塔御崇立」がなされた（以後、忠宗・貞久と代々当主の墓所が営まれたらしく、現在同寺には初代より五代までの墓所といわれる五廟社が境内に存する⁽¹⁶⁾）。更に元亨三年に至ると同寺では大規模な再興工事が開始され（因に『三國名勝図会』には旧説として同寺が出水郡長島山門野より移転されたとの由を記しているが、真偽は定かでない）、住持として肥前高城寺より聖一派禅僧雲山祖興（田翁祖瓊法嗣）が入寺し、禅院へと改められることになった⁽¹⁷⁾。

同寺の再興工事の模様を伝える由来記の記事は、同寺が山城東福寺を模倣して再興された旨を述べており、この点は島津氏の禅宗受容についても重要な示唆を与えるものとして興味深い。

従元亨三年、河内守忠宗・上總守貞久公御両主於当寺御再興、則表洛東恵日山東福禅寺之境地而七堂伽藍御造創、十境迄被移興隆之、寺領有御寄附、尊崇不淺昌盛美々之地云云（傍点筆者）

この点の真憑性については、同寺が明治初年の廃仏毀釈後の復興に際して相国寺派に転派するまで一貫して東福寺末寺であった事実や（『扶桑五山記』・『薩藩政要録』など）、奥州家氏久の剛中玄柔（聖一派玉山玄提法嗣、日向大慈寺二世）への帰依、また応永一七年元久の上洛の際には東福寺へ鳥目一〇貫、塔頭即宗庵へ點心料として同じく鳥目一〇貫が寄進されている事実などからもほぼ首肯できよう。島津氏の禅宗受容を考える場合、同氏と東福寺との関係から考察を始めるのが適當であろう。

ところで、筆者はかつて肥前高城寺の建立・発展が北条得宗勢力との緊密なる関連の下に行われた事実について論じたことがある⁽¹⁸⁾。感応寺の中興開山となった雲山祖興は同寺より移錫した僧であり、また島津氏自身も北条氏得宗との関係は浅くない。特に鎌倉末期には、忠宗・貞久は鎮西探題引付・評定衆の任にあり、その職務上、探題の守護兼補国である肥前国の大刹高城寺との接触も多分に存したものと考えられる。とすれば、前述の問題もこの方面からの考察が当然必要となろうが、史料的关系などから今はしばらくこれを措き、以下では特に島津庄の庄園領主との関係

に焦点をあて、この方面から問題への接近を試みることにしたい。

日向・大隅・薩摩三国に跨り八千余町の広大な面積を誇る島津庄が近衛家を本家（領家大夫三位家のち興福寺一乗院）とする摂関家領庄園であったことは周知の所である。島津氏初代惟宗忠久は元暦二年源頼朝下文（旧前（一）八九号）により島津庄下司職（惣地頭職）に補任されるが、これが「件庄下司職、任領家下文、以忠久爲彼職」とある如く、領家方下文に任せて頼朝下文が発せられる異例の補任方法であったことは注目される。のみならず、忠久に対しては領家方よりひき続き島津庄支配の現地機関＝庄政所を統率・支配する所職（庄目代・庄留守職など）への補任も行われている。⁽²²⁾これらの事實は、従来幕府御家人の側面のみが強調される傾向にあった惟宗（島津）忠久が、予想以上に公家側（庄園領主）とも強い関係を有していたことを示唆するものである。⁽²³⁾忠久の出自に関しては長い研究の歴史が存し、今日ではほぼ惟宗姓とすることで決着がついた様だが、これに関連して井原今朝男氏の明らかにされた以下の点は興味深い。⁽²⁵⁾井原氏の説く所は、忠久は身分的に摂関家（特に近衛家）の下家司を世襲する惟宗氏の出身で、幕府御家人となる前から皇嘉門院聖子の家人として摂関家と主従関係を有していた畿内武士であり、島津庄における彼の役割も摂関家の同庄支配の再編強化を目ざしたものであった、とされる。皇嘉門院聖子は崇徳天皇の中宮として著名であるが、藤原忠通の女で九条兼実とは異母姉の關係にあたる。兼実・良通父子とは關係が深く、父忠通から譲られた所領（皇嘉門院領）を兼実父子に伝え、これが九条家領の基盤となつた。⁽²⁶⁾ところでこれを東福寺との關係で見ると、皇嘉門院領中その核となるものは最勝金剛院領であつたが、同院領は兼実より女宜秋門院任子を経て孫道家に伝えられている。道家の建立した東福寺がこの最勝金剛院を拡張・發展させたものであつたことを考えると、島津氏と東福寺の關係にも一応の説明はつくが、いまだ十分に説得力をもつものでないことは否定し得ない。しかるに、今、両者間に庄園領主の近衛家を介在させれば、両者の距離は急速に縮まるのである。寛元四年、東福寺開山聖一國師円爾は近衛（岡屋）兼経のため宗鏡録を講じているが（「聖一國師年譜」）、以後も両者間の交渉はしばしば散見

される。正嘉二年二月六日、兼経は円爾の開山した普門寺⁽²⁸⁾に対し仏餉料寄進を行っており（東福寺文書）、文永四年には円爾より大乘戒を受けていることも知り得る（「聖一國師年譜」）。更に東福寺文書円爾普門院造作・院領等記録によれば「西七条侍従池田」が宗鏡録以下「御談義」の謝儀として兼経より寄進されているが、あるいはこれが先の仏餉料寄進にあたるものかもしれない。やや時代が降り南北朝期に至ると、今度は円爾の法孫虎関師鍊に対する近衛基嗣の帰依が史料上に確認される。例えば、暦応二年七月一九日基嗣は東福寺塔頭海蔵院（虎関師鍊開山）へ信濃国太田庄⁽²⁸⁾、摂津国弘井庄を寄進している（『海蔵和尚紀年録』）。また虎関師鍊をして開山せしめた山城楞伽寺に対しても、観応二年には三河国志貴庄、筑後国三池庄、美濃国庭田庄七カ名などの寄進を行っている（『平安城北建楞伽禅寺私記』、『禅宗編年史』四七六頁所引）。

藤原氏一族内における東福寺の位置付けの全体的な検討は今後の課題とせざるを得ないが、ここでは以上挙げた数例からも窺知される様に、さしあたり九条家同様近衛家も東福寺に対する外護者であった、という事実を指摘しておきたい。

また島津庄領家（興福寺一乗院）との関連では円爾＝東福寺と南都諸大寺との交流関係も指摘しておいてよいだろう。そもそも東福寺の寺名が南都の二大寺東大寺と興福寺に因むものであることは周知知られているが、円爾自身も承久元年に東大寺戒壇院にて受戒以後、文永六年には東大寺大勸進職に補任されるなど東大寺との交流は特に深かった様である。就中、南都に広く影響力を有し、東大寺戒壇院の再興につとめた円照の如きは、円爾の禅室に参じ禅戒を受けており、更に彼の弟子中、本心房證海・安浄房・仏日房寂入・観円房証海などは東福寺に参禅している事実を知り得る。⁽³⁰⁾ また興福寺の学僧で円照の法相教学の師である良遍は『真心要訣』三巻を著わしたが、同書巻末に収められた円爾の書は、禅に関する良遍の問いに答えたものであった。⁽³¹⁾ その他寛元四年近衛兼経の請により円爾が宗鏡録を講じた折には高野山の回心房真空なども聴問している。⁽³²⁾

以上縷々と述べてきたが、これらの事実より東福寺（円爾）が島津庄々園領主と密接な交流關係を形成していた点はほぼ明らかにし得たと思う。一方、島津氏の側も忠久の島津庄下司職補任の事情に端的に示された如く、近衛家との關係に深いものがあつた（既述）。井原氏は、惟宗氏が平安末期以降近衛家の下家司の地位を独占したこと、忠久の所領所職に近衛家領（伊勢国須可庄・鎮西島津庄・信濃国大田庄など）の所職が多いこと、忠久一族および嫡孫久時は摂関家・京都公家との密接な交流關係を有し、就中久時は近衛家の猪隈殿の近隣地（京都六条堀河地三戸主）に屋敷地を獲得していたことなどの諸点を明らかにされたが、承久三年頃から始まる島津氏の藤原姓の使用や（後述）、主として文芸面を通じてではあるがともかくも戦国期末に至るまで継続していた島津氏と近衛家の交流の事実などは両者の親密な關係を示したものであるとして付け加えてよいだろう。

しかしながら、その場合若干留意すべき点も存する。建仁三年幕府内部で比企能員の乱が勃発すると、忠久はこれに縁坐し大隅・薩摩・日向三国の守護職を没収されることになった。のち薩摩国守護職のみは旧に復されるが、この時、先に得ていた島津庄々政所支配の諸職も領家より剝奪されている⁽³⁵⁾。つまり、以後島津氏は三国支配の中心的機関庄政所の統率者たる地位を欠いたまままで在地に臨むことになり、広大な島津庄に蟠踞する下司・弁済使らの在地領主層をいかに支配するか、が新しい問題として提示されることになったのである。以下では同氏の禪宗受容の意味を在地の側から考察してみたい。

さて、島津氏により感応寺の再興された鎌倉末期から南北朝期に至る時期の在地矛盾は、主として新しく入部した島津氏等のいわゆる西遷御家人と、古代以来在地に蟠踞し伝統的な領主權を主張する郡司・院司勢力との間に存した⁽³⁶⁾。彼等在地勢力は多くの場合国衙機構の末端に位置し、更にこれを利用することにより成立せしめた島津庄に対しては下司（一円庄）・弁済使（寄郡）といった荘官的地位にあつた。したがって在地支配をめぐる両者が対立する場合、その主要論点のひとつは在地支配の正当性がいずれに存するかという問題であり、そのため在地領主層は大勢

として莊園領主との結合の強化を意図する傾向にあったようである。一例をあげよう。

弘安元年、伴姓肝付氏の一族梅北助兼・兼郷は日向諸県郡都城（島津庄一円庄）に存する大曼荼羅院を修造した（旧前（一）七九七）。

座衛御願大曼荼羅院 一字三間四間
（庄衛）

弘安二年歲次戊寅八月日修造之

右當寺者、其仁安二季丁亥歲次尋譽聖人造立之、大願主當檀那伴朝臣兼高也、而其彼從百十餘廻之間、於相代、於安元

年八月廿九日時正月初日、尋譽聖人殊孫弟法橋上人位舜應、爲大勸進造立之、于時施主兼高五代孫子右衛門尉伴朝臣助兼・六代孫子方郷弁濟使伴朝臣兼郷、但前者雖為一間四面、法會時堂内狹少之間、座席依有其煩、人改前造、所造於三間四面、仍銘如（姓）外、

造宮奉行僧舜應

これによれば、霧島山大曼荼羅院（西生寺）の創建は仁安二年であり、開山は尋譽聖人、開基檀越は伴（梅北）兼高であった。ところでこの時造立されたと考えられる仁王像の体内版銘（旧前（一）四五の（一））には

仁安三年（二九）
丁亥歲次三月二日子庚造立之

為大施主旦那散位伴朝臣兼高并

藤原氏息災延命諸人快樂

殊致精誠所造立如件、

右誓願大悲中、一人不成二世願

口虛妄罪垢中、不環本覺捨大悲

とあり、仁王像造立の目的が兼高及び藤原氏の息災延命祈念にあったことを知り得る。そもそも伴氏一族は日向・大

隅地方に蟠踞した古代以来の伝統的地領主であったが、島津庄拡大に際してはその実質的推進者の役割を担い、同庄の庄園機構（庄政所）へも一族を多数送り込んでいた。弘安元年に大曼荼羅院の修造を行った梅北助兼・兼郷父子は仁王像体内銘に記された伴（梅北）兼高の子孫であり、特に兼郷に関して言えば当時島津庄日向方南郷の弁済使であったことも知り得る。尋譽聖人孫弟で告宮奉行僧法橋上人舜應については詳らかでないが、『三国名勝図会』の記す所によれば梅北兼高五世の孫（我上人）であり、察するに天台僧であつたらしい。⁽³⁹⁾

ところで、夙に伊地知季安の指摘にもある如く、大曼荼羅院修造願文中の「座衛」なる文言は恐らく「庄衛」の誤まりで庄政所を示すものと考えられる。とすれば「此大曼荼羅院西生寺といへる寺は、近衛家領庄園長久の御祈禱」の為に建てられたとする伊地知季安の説は首肯し得るものである。庄園領主の息災延命を祈念する寺院が、在地領主により庄園内に建立される例はそれほど特殊なことではないが、前述の観点からすれば修造の行われた時期は注目し値する。つまり該時期弘安年間には蒙古襲来を契機とした西遷御家人の西国下向が進行する時期であり、旧来の在地領主層は島津氏等西遷御家人の入部に際し在地の伝統的支配権の主張を以てこれに対抗したのである。⁽⁴⁰⁾庄園領主の息災延命を謳う大曼荼羅修造は在地領主のまさにその様な主張の一形態であつたと考えられよう。ともあれ、如上の様な在地情勢下で行われた島津氏の禪宗受容の意味を考えると、我々は最早その政治的意味を捨象することはできない。島津氏の側からも庄園領主に対し積極的な対応が開始されたのである。

ところで、野田感応寺の再興工事が開始された元亨三年という時期はいかなる意味を有する時期であつたろうか。工藤敬一氏はかつて島津庄の支配体制の変遷について論ぜられ、第一期庄政所体制（平安末―承久前後）、第二期預所体制（承久前後―鎌倉末）、第三期給主体制（鎌倉末―南北朝期）と類型化されたが、同氏の説に従えばこの時期は預所体制から漸次給主体制へ移行する時期に相当すると思われる。興福寺一乗院が莊務権を有し弁済使補任など庄園支配と密接に関わっている点が特徴のひとつである。島津氏の禪宗受容が庄園支配と深く関わるものであるとするな

ら、何よりもまず該時期の領家一乗院に東福寺との親和関係が窺知されなくてはならない。この点を吟味してみよう。

鎌倉時代後期の興福寺一乗院門跡を検討してみると該時期⁽⁴³⁾の門跡は良学であったと推測される。良学は近衛家基の息男で虎関師鍊に帰依することの深かった基嗣(既述)の叔父にあたる。一乗院門跡就任の時期は明確でないが、興福寺別当の初任(初度)が文保元年一月であるので(興福寺別当次第)、これ以前のことになるだろう。元徳二年二月五度の興福寺別当に就任し正慶元年八月一日入寂している(同上)。良学の一乗院門跡就任に関して特徴的なことのひとつは、良学以後信助(良学の俗弟)・覚実(近衛家平の息男、基嗣の従兄弟)と門跡が近衛家一流に相承され南北朝期に至ったことである⁽⁴⁴⁾。ところで、先に島津氏の藤原姓使用が承久三年頃より開始される事実を述べておいたが⁽⁴⁵⁾、大山喬平氏の研究によれば同時期(承久二―建長六)の一乗院門跡は近衛基通の息男実信であり、基通には実信による一乗院・大乘院統轄の構想が存したという⁽⁴⁶⁾。同氏の説の是非はともかく、島津庄領家職を大夫三位家より委譲されたのがまさにこの実信であった事実を考え合せる時、島津氏の藤原姓使用意図の問題とも関連して、同じく、今度の感応寺再興(禪宗受容)も庄園領主側(近衛家・一乗院)の動向に即応したものであった事はほぼ疑いなく、また前述の様な在地の情勢下では確実⁽⁴⁸⁾に在地支配上の一定の効果をもち得たと推測されるのである。

以上、島津氏の禪宗受容の問題を庄園領主及び在地情勢の両面から検討してきた。そこでの結論を約言するならば、これが島津庄の庄園制的諸関係と深い関連を有するものであったという点につきる。とすれば島津庄の終焉はそのまま感応寺の衰退へと帰結したであろうか。答は否である。史料的关系から鎌倉期では考察し得なかったが、南北朝期に至ると新たに幕府勢力との結び付きを強め(諸山化)、次節で考察する如くその教線を更に拡大するのである。感応寺の強靱な生命力の秘密の一端として公武両権力よりの保護を指摘することは可能であろう。

(1) 「感応寺由来」 所載嘉吉二年七月日千手観音莊嚴勸進帳(五味克夫「野田感応寺の史料について」所収、『鹿大史学』二八

号、昭和五五年二月）。以下「感応寺由来」の引用は同論文所収のものによる。

(2) 注(一)参照。

(3) 得能道昭撰、宝暦八年成『新薩摩藩叢書』第二巻、昭和四六年、歴史図書社。

(4) 山本正誼撰、寛政一二年成『新刊島津国史』、昭和四七年、鹿児島地方史学会。

(5) 五代秀堯・橋口兼柄編、天保一四年成(昭和五七年、青潮社)。

(6) 薩藩旧記雑録前編一、八九号(鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料旧記雑録前編一』、昭和五四年、鹿児島県)。以下同書よりの引用は旧前(一八九号、の様に略記する。

(7) 『鹿児島県史』第一巻二五九・二六〇頁。

(8) 本田氏に関しては、五味克夫「薩摩国守護島津氏の被官について」(『鹿大史学』二二、昭和三九年一月)、山口隼正「中世の山門院地頭職」(『史創』八、昭和四〇年三月)、稲森建蔵「隅州守護代としての本田氏」(『史創』九、昭和四一年三月)、山口隼正「在地における守護被官と国御家人——薩摩国山門院の場合——」(『鹿児島史学』一三、昭和四一年三月)、『中世山門院関係文書集』所載の五味克夫氏解説(『出水郷土誌資料』二九輯、昭和四二年、出水市)、『出水郷土史』(昭和四三年、出水市)など参照。

(9) 元亨三年より禅院感応寺が山城東福寺を模して再興される(後述)。「感応寺由来」中には「一、元亨四甲子年二月日金井軒草創本田石見守開基」とあり、これに従えば感応寺再興に際して本田氏の塔頭金井軒が造営されたことになる。同氏と感応寺の関係を傍証するものとして興味深い、しかしながら本田石見守なる人物は現在の所、同時期の史料上に検出できず、また金井軒の史料の初見もかなり降るので(例えば文明二年仲春時正坪久田嘉紹寄進状・旧前(一四五八、文明一五年小春吉日感応寺田帳日記・「感応寺由来」など)、断定的なことは言えない。ただ感応寺の再興に際して本田氏の関与(助成合力)の存したらしいことは、同由来記に

一、同上棟之時合力註文一通、本田次郎左衛門尉貞親判

(。中略)

一、糊串頭無之状一通、本田次郎佐衛門尉貞親判

一、別府島中寄進状付書札四通

一、本田次郎左衛門書札二通

(貞親)

一、本田通禪寄進狀一通、針原田地之事

一、本田静観寄進狀一通

一、本田後家祖円寄進狀一通 山之口

一、本田興磯寄進狀一通、井杭田

一、本田兼阿栗林寄進狀一通

一、本田兼阿檢断之狀一通

(。後略)

などとなり、かつ本田静観、兼阿^(久兼)の名は同時期の史料上にも散見されるので認め得るだろう。因に『島津国史』などでは静観を貞親の法名と記しているが、山口隼正氏は前掲論文「在地における守護被官と国御家人」中で静観を貞親の子に比定されている。氏の論拠とするところは、鎌倉初期に入部した貞親を鎌倉末期に存生した静観(例えば嘉暦四年三月二日付本田静観談状など)と同一人とすることは不自然である、というものである。しかるに前掲由来記中の文書目録には、感応寺仏殿上棟の合力註文、或いは糊串頭無之(寄進)状の発給者として本田次郎左衛門尉貞親の名が記されている。目録のみで実際の内容が不明である以上全面的な依拠は危険であるが、貞親が文治二年頃山門に入部したという説も結局のところ伝説の域を出るものでないことを考えれば、貞親⇨静観説も依然として再検討の余地がある様に思われる。したがって現時点では従来の説にしがたい、一応、貞親⇨静観と考えておきたい。なお、如上よりすれば、正安二年六月一日藤原家泰売券、正和三年三月一日藤原家忠・同家泰連署沽却状(旧前)一〇四六・一二七二)に見える本田左衛門尉・本田入道などは、いずれも貞親になろうか。

(10) 拙稿「薩摩洪谷氏の禪宗受容について——南北朝期を中心として——」(『日本歴史』四四一、昭和六〇年二月)。

(11) 同氏「禪宗の地方発展」一三九頁(昭和五八年復刊、吉川弘文館)。なお同地野田村下名には当時亀翁山山内寺なる寺院が存し島津氏の祈願寺であった由を伝えているが、同寺は延暦寺末寺であつたらしい(『三国名勝図会』、『西藩野史』及び年未詳正月一日付島津道鑑書状・前(一六八二号など)。これらよりすれば感応寺も当初天台系の寺院であつた可能性が強い。なお島津氏の時宗帰依については、水上一久「阿弥陀仏号についての一考察」(『国学院雑誌』五七―四、五八―二、昭和三十一年七月、昭和三十一年六月、のち同氏『中世の莊園と社会』再録、昭和四四年、吉川弘文館)など参照。

(12) 島津氏二代忠義(時)の官途は大隅守が既知であり諸系図においても下野守を称した徴証を得ることはできない。三代久

經、四代忠宗が下野守を称したことからすれば、その可能性も皆無とは言えないが、現在の段階では全面的な依拠は危険であろう。

- (13) 史料的には、文明一五年小春吉日感応寺田帳日記（感応寺由来）、延徳四年彼岸吉日感応寺住持徹堂聖薰証狀（旧前（一）七〇九号）などにその名が見える。

- (14) 拙稿「豊後大友氏の禪宗受容について―鎌倉期、大友氏と東福寺派禪僧―」（川添昭二編『九州中世史研究』第三輯所収、昭和五七年、文献出版）。

- (15) 奥田真啓「武士の氏寺の研究」（『社会経済史学』一一・一・二、昭和一六年、後、同氏『中世武士団と信仰』に再録、昭和五五年、柏書房）など。

- (16) 五味氏前掲論文「野田感応寺の史料について」及び『野田村郷土誌』（昭和四九年）。

- (17) 肥前高城寺及び雲山祖興については、拙稿「在地領主による禪宗受容についての一考察―鎌倉期、肥前国分・高木氏と高城寺の場合―」（『九州史学』七四、昭和五七年七月）、「筑後瑞松山靈鷲寺の建立をめぐって―西牟田氏の禪宗受容―」（近刊）など参照されたい。

- (18) 剛中玄柔撰「祭即心院殿」（『東福寺誌』嘉慶元年閏五月四日条）など。なお、これに関連して白石虎月氏は、嘉慶元年春島津氏久が剛中玄柔を開山として東福寺塔頭即宗院を創めたとされているが（『東福寺誌』四九〇・四九一頁）、同院建立は杉山信三氏も指摘されたごとく（『藤原兼美建立の御堂三について』附（二）東福寺塔頭即宗院について、『文化史論叢』奈良国立文化財研究所学报第三冊、昭和三〇年）、嘉慶二年（『豐鐘善鳴録』）のことである。白石氏の錯誤の原因は察するに、即宗院と即心院とを同一視されたことによると思われる。『薩藩政要録』所収「神社仏閣寺院教之事」中には即心院について、

一、鹽濱開山派志布志大慈寺内即心院

一、開山剛中和尚創立年間不詳候

一、氏久公輪安玄大禪定門、嘉慶元年丁卯閏五月四日、御逝去御牌所

一、敬外欽公大姉氏久公御逝去年月不相知候、伊集院長門志國女御石塔有之候、御仏餉米八石

一、大始良龍翔寺ニも、氏久公御夫婦并御姫溪月宗江大姉御石塔有之候、氏久公御靈骨奉納置候、溪月宗江大姉尼ニ御成候而竜翔寺御住職為被成由候、京都東福寺内即宗院ニも、氏久公御牌、御安置、右即宗院ハ御当家より御建立共、又は即心院開山剛中自分之造営共、不詳候、剛中ハ、氏久公御婦依僧之由候、

一、高拾五石

との記載があり、即心院が大慈寺内に建立された塔頭であったことを知り得る。したがって（嘉慶元年死去の）氏久が東福寺内即宗院を創めたとする白石氏の解釈も再検討を要する。

(19) 注(17)と同じ。

(20) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（昭和一八年、敵傍書房）、川添昭二「鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行入」（同氏編『九州中世研究』第一輯所収、昭和五三年、文献出版）。

(21) 工藤敬一氏は「島津庄佐領に関する二つの問題」（『九州庄園の研究』所収、昭和四四年六月、塙書房）中において、領家大夫三位家についての研究史を整理され、結論としてこれを藤原邦綱女成子に比定されている。

(22) 庄目代であることは文治三年九月九日源頼朝下文（旧前（一）二二一號）、庄留守であることは元徳二年七月日島津庄難掌承信重申状写（北山文書、五味克夫「島津庄日向北郷弁済使并図師職について」所引、『日本歴史』一七〇、昭和三七年七月）より判明する。なおこれら諸職のもつ意義などについては、工藤敬一「遠隔地莊園の支配構造」（『史林』四五—一、昭和三七年一月、のち同氏前掲書『九州庄園の研究』に再録）、郡山良光「島津庄薩摩方の支配体系」（『鹿児島史』一一、昭和三八年二月）、石井進「鎌倉時代『守護領』研究序説」（『日本社会経済史研究』所収、昭和四二年、吉川弘文館。のち同氏著『日本中世国家史の研究』に再録）、田中文英「平氏政権と摂関家領」（『待兼山論叢』二、昭和四三年二月）など参照。

(23) この様な視点からの研究として例えば、三木靖「島津家の系譜」（『薩摩島津氏』戦国史叢書、昭和四七年、新人物往来社）や井原今朝男「莊園制支配と惣地頭の役割——島津荘と惟宗忠久——」（『歴史学研究』四四九、昭和五二年一〇月）などの論考が注目される。

(24) 『島津国史』の段階から、例えば大森金五郎「島津忠久は頼朝の落胤という説の真偽について」（『歴史地理』四四—六、大正一三年）、朝河貫一「島津忠久の生ひ立ち——低等批評の一例——」（『史苑』二—四、昭和一四年七月）、竹内理三「島津氏源頼朝落胤説の起り」（『日本歴史』四四、昭和二七年六月）及び前掲三木・井原論文など。

(25) 井原氏前掲論文。

(26) 九条家領の成立・伝領については、村田正言「摂関家領に対する公武の政策」（『国史学』三九、昭和一四年二月）、義江彰夫「摂関家領の相続研究序説」（『史学雑誌』七六—四、昭和四二年四月）、飯倉晴武「九条家領の成立と道家惣処分状について」（『書陵部紀要』二九、昭和五二年）など参照。

(27) 杉山信三『藤原氏と氏寺とその院家』（奈良国立文化財研究所學報）一九、昭和四三年、奈良国立文化財研究所）及び「藤原兼実建立の御堂二三について」（『文化史論叢』奈良国立文化財研究所學報三、昭和三〇年）など参照。

(28) 同庄の地頭職は鎌倉・南北朝期を通じて島津氏の相伝する所であり、この時の寄進は領家職寄進であった（応永七年三月一六日足利義持御教書、『信濃史料』七卷三四頁）。なお、これらの点については例えば、米山一政「島津氏の太田庄伝領關係について」(一)(二)(三)（第一次『信濃』昭和一九年四・五月、昭和二〇年一月）、向山勝貞「信濃国太田庄地頭職の変遷」（『鹿兒島史學』一一、昭和三八年二月）、湯本軍一「信濃国太田庄について」（第三次『信濃』一四一八、昭和三七年八月）など参照。

(29) 東福寺文書、「聖一國師年譜」など。

(30) 『東大寺円照上人行狀』（『続々群書類從』第三）、古田紹欽「円爾弁円と実相房円照」（『日本仏教思想史』古田紹欽著作集第一卷所収）。なお、円照の舍兄聖守も前後して東福寺に在った事が知られる（高山寺藏『鈔秘』卷一跋、堀池春峰「造東大寺大勸進聖守文書に就いて」（『大和文化研究』一〇一一、昭和四〇年一月）。

(31) 「聖一國師年譜」建長元年条、林岱雲『日本禪宗史』二七八頁以下、太田久紀「良遍の『真心要決』と禪」（『日本仏教』二五）など参照。

(32) 「聖一國師年譜」、『本朝高僧伝』第六〇巻など。

(33) 同氏前掲論文。

(34) 大井ミノブ「島津、近衛両家の学問文芸の交流について——戦国時代における——」（『日本女子大学紀要』一、昭和二六年一〇月）、伊東久之「戦国時代における地方文化と京都——領国文化の構造をめぐって——」（『中世日本の歴史像』所収、昭和五三年、創元社。のち福島金治編『島津氏の研究』戦国大名論集一六に再録、昭和五八年、吉川弘文館）。

(35) 田中健二「鎌倉時代「守護領」についての一考察」（『九州史學』六〇、昭和五一年九月）。

(36) 例えば、井ヶ田良治「南九州における南北朝内乱の性格」（『日本史研究』一七、昭和二七年六月）、鈴木鋭彦「中世における領主権確立をめぐっての一考察」（『史淵』一四、昭和二七年二月）、水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察——特に薩摩・大隅地方について——」（『金沢大学法文学部論集哲史篇』三、昭和三〇年十二月、のち同氏前掲書に再録）、佐々木光雄「鎌倉時代末期における地頭と郡司の相剋」（『文化』二二一三、昭和三二年五月）、五味克夫「薩摩国伊集院の在地領主と地頭」（『莊園制と武家社会』所収、昭和五三年、吉川弘文館）など参照。

(37) 梅北氏については五味克夫「島津庄日向方三俣院と伴氏」(『鹿児島中世史研究会会報』三一、昭和四十九年三月) 参照。

(38) 『三國名勝図会』霧島山大曼陀羅院西生寺の項。

(39) 明応九年三月霧島西生寺大曼荼羅院再興棟札(前二)一七七二号。

(40) 「管窺愚考」(前二)七九八号)。

(41) 水上氏前掲論文など。

(42) 工藤敬一「鎮西島津庄における領家支配の変遷」(工藤氏前掲書所収)。

(43) 永島福太郎『奈良文化の傳流』一六三頁以下(昭和一九年、中央公論社)。

(44) 同右書。

(45) 島津氏の藤原姓使用は、管見の所承久三年七月二日関東下知状(旧前二)二八四号)中「左衛門尉藤原忠久」とあるのを初見とし、以後、推宗・藤原姓の混用時代(鎌倉期)を経て藤原・源姓混用時代から源姓時代へと変化する。この点については太田亮『姓氏家系大辞典』第二卷島津の条、三木靖氏前掲書など参照。

(46) 大山喬平「近衛家と南都一乗院——「簡要類聚鈔」考——」(『日本政治社会史研究』下、昭和六〇年、塙書房)。

(47) 工藤氏前掲注(21) 論文参照。

(48) 一般に荘園における本家・領家の領主権は単に權威的なものに止まらず、全荘的かつ対外的問題の解決という具体的分野において現実に機能していたという指摘(永原慶二「荘園制の歴史的位置」『日本封建制成立過程の研究』所収、昭和三六年、岩波書店)は、この場合重要であり、工藤氏も大隅正八幡宮造営役の勤仕問題などについて本家近衛家の関与を具体的に指摘しておられる(同氏前掲論文「鎮西島津庄における領家支配の変遷」)。

二、感応寺の発展——南北朝期——

建武二年一二月新田義貞討伐の行動を起し後醍醐天皇と離反した足利尊氏は、翌三年閏二月には九州へと下向し菊池氏等南朝方武將と戦う一方、九州内の諸武士に軍勢催促を行い九州経略をおし進め、同年四月三日には大挙東上の

途についた。この間（建武三年正月以降）島津貞久は尊氏方武將として奪戦したが、尊氏の東上後には程なく自身も上洛し、暦応三年帰国を命ぜられるまで近畿各地で連戦している。⁽¹⁾ 如上の様な情況下に九州では、戦勝祈願の祈禱行為を媒介として尊氏方への結び付きを深める寺院もあらわれた。筑前博多聖福寺などは尊氏・貞久方の祈禱をかなり早い時期より行っていたらしく、建武三年二月には貞久より島津庄大隅方小河院内百引村一三町四丈の寺領寄進がなされているが、⁽²⁾ おそらく戦勝祈願（報賽）のための寄進であろう。

同様なことは感応寺についても指摘し得る。目録のみで文書を伝えないが、由来記・『三国名勝図会』などには

一、建武三年四月一日祈願所御教書一通、大相国尊氏御判

（。中略）

一、將軍家卷教請取狀一通、奉行飯尾殿

とあり、足利尊氏御判御教書などが発給されたことを窺知し得る。内容が今ひとつ判然としないが、「祈願所御教書」の文言や卷数請取狀の出されていることからすれば祈禱依頼に関するものであったと思われる。この点の真憑性については、ほぼ同時期に尊氏より肥前東妙寺・高城寺・正法寺、豊後連城寺等にも祈禱依頼がなされているのを確認し得る⁽³⁾ので、一応認めておいてもよいだろう。また同目録中には

一、暦応二年二月一七日諸山御教書一通、大相国尊氏御判

一、同年二月二三日十刹御教書被出云云、同御判

の記載もある。同寺が諸山に列せられていた事実は『扶桑五山記』などから窺い得るが、⁽⁴⁾ 十刹昇位の事実については現在の所不明である。同寺の諸山昇位の経緯については次の様な逸話が伝えられている。⁽⁵⁾

（。前略） 暦應第二之年本州刺史藤原朝臣島津公、之京謁見大將軍尊氏殿下、殿下喜色之餘問公曰、公之國今有繼

林之可與礼楽者否、答曰、有也、蓋遊宦之魚不大也、故殿宇随地而小矣、豈其預叡問乎、殿下便价、問本寺来由并主盟之家風、主盟雲山和尚、不説其攸来由之事、唯賦一偈答叡問、其偈曰、

休将名字問禪徒、利養紛華興道疎、

只憶祖庭秋已晚、山家村裏送居諸、

殿下展書、感歎相甚、(。下略)

貞久は京都において尊氏に謁見し、話題は貞久の外護する感応寺へ及ぶ。尊氏は同寺住持雲山祖興の下へ使者を使わし「家風」を問わしめるが、祖興はこれに答えるに一偈を以ってし、これが尊氏の感歎するところとなった、というものである。この文章は開山雲山祖興の頂相に書かれた賛であつたらしいが、末尾には「当主席徹堂禪師、求予斯記、忽奔筆云、南太門⁽⁷⁷⁾拜首」の文言が付されており、感応寺一〇世徹堂聖薫(仏宗大弥禪師)の住山中(寛正六年より明応八年まで)に書かれたものであることが判明する(記主は不明)。開山の時代とは百年以上の隔りがあり、かつ内容に若干の疑問点も存するので、記載内容そのままを歴史的事実と認めるわけにはいかない。しかしながら、いま仮にこの逸話の内容を同寺と尊氏(室町幕府)との間に形成された親密なる関係を象徴したものとして理解し得るとすれば、この逸話のもつ意味は大きい。感応寺の諸山昇位の時期を暦応二年とする説については他に関連文書が見あたらず断定的な判断は下し得ないが、建武三年九月に肥前高城寺が諸山に列せられている事実⁽⁸⁾などからすると、特に疑とする必要もなさそうである。

ところで、この点に関連して安国寺・利生塔設置の問題がある。今枝愛真氏の研究⁽⁹⁾から明らかなように当国の安国寺・利生塔は各々、大平山安国寺(川内市中郷町、現在廃寺)、医王山泰平寺(川内市大小路町、現在廃寺)があられた。安国寺については関係文書も伝わらずほとんど不明であるが、『三国名勝図会』・『薩藩政要録』などによれば暦応二年に安国寺の指定を受け、また諸山にも列せられ(『扶桑五山記』)、往時には南禅寺末寺として栄えたが

秀吉の西来以後伊集院広濟寺末寺となったようである。開山は聖一派白雲慧暎法嗣の通叟⁽¹⁰⁾至休で、同寺には將軍尊氏の位牌も安置されていたとの由である。感応寺同様聖一派禅僧による開山であった点を考慮すれば両寺間の交流は当然想定し得るところである。利生塔の指定もほぼ同時期に行われている。曆応元年一〇月一四日泰平寺長老宛足利直義御教書（旧前（一）二〇三〇号）により利生塔設置の旨が通達されたが、翌曆応二年八月一八日には同じく直義により仏舎利二粒の寄進がなされた（旧前（一）二〇五九号）。同寺は和銅元年の創建を伝える真言の古刹⁽¹¹⁾（鹿児島大乘院末）で鎌倉期の薩摩国分寺文書中にも例えば、弘安七年一月天満宮国分寺神事次第（旧前（一）八六一号）、元亨元年七月薩摩天満宮国分寺所司神宮等解状案（旧前（一）一二八八号）などにその寺名が散見され、また同寺本尊薬師如来に関しては時代を降るが、文正元年五月一二日泰平寺薬師堂棟札（旧前（一）一四四〇号）などに所見がある。

ともあれ、以上の如く曆応二年前後を画期として当地にも安国寺・利生塔が設置された。その場合例えば寺塔の設置・維持には各国守護が密接に関わり、これらの寺塔は幕府の前進拠点もしくは軍略上の要衝という側面を有していた、とする今枝氏の指摘⁽¹²⁾を考慮すれば、前述した曆応二年の感応寺諸山昇位とも関連してこの時期北薩地方に進出する幕府勢力とこれを支持する守護島津氏の動向とを察知することが可能である。当時日向方面では肝付兼重等を中心とする南朝勢が勢威を増し各地で連戦していたが、薩摩方面でも次第にこれに呼応する動きがあらわれた。既に建武四（延元二）年三月以前の時点で三条泰季は懷良親王の前驅として薩摩に下向し谷山隆信の城に身を寄せ諸士への来帰を促がしていたが、懷良親王一向も曆応二（延元四）年末には忽邦島を出発し、康永元（興国三）年薩摩に到着している。⁽¹³⁾前述した幕府方及び島津氏等の動向も如上の情勢と無関係ではないだろう。

前節では感応寺の建立を庄園領主との関係から考察してみたが、以上述べたことから窺知される様に、南北朝期に至ると同寺は室町幕府との関係を逸速く形成し、これとの提携を強めたのである。在地支配の保証が一定の制限内ではあるにせよ庄園領主権力により付与され得た時代は最早過去のものとなり、南北両朝方に分れてくり広げられる

在地の抗争の中で在地領主等に支配の新たな保証を与えると期待されたものは南期・幕府の両権力であった。島津庄における庄園領主の政治的生命は終わり、島津庄自体も終焉を迎えつつあったのである。⁽¹⁴⁾

さて、それではここで行論の關係上、開山雲山祖興以降南北朝期の同寺住持について概観を加え、問題点などを指摘しておきたい。

康永三年九月二〇日開山雲山祖興が七一才で示寂すると田翁祖珪が入寺し二世となった。「恵日山宗派図」⁽¹⁵⁾によると雲山の付法の師として田翁祖瓊なる僧が記されており、肥前高城寺塔頭淨照庵を開創している。両者はおそらく同一人と考えられるが、師が弟子の開山した寺院の二世になるという例は異例である。或いは嗣法關係が逆であったのかもしれない。田翁住山中、延文三年には足利尊氏が死去し、位牌が同寺に安置されている。⁽¹⁶⁾田翁に続き康安元年には大円祖通が入寺し第三世住持に就任した。大円は諱祖・通に系字「祖」を付していることから考えて、雲山祖興・田翁祖珪らと嗣法關係を同じくする僧と推察されるが(四世答叟祖・問、五世天窓祖・果も同様)、⁽¹⁷⁾ちなみに応安元年二月二六日肥前高城寺へ二五世として祖通なる僧(道号は不明)が入院しているのを知り得る。両者を同一人とみても時期的には矛盾しない。大円の住山中、貞治二年七月一三日島津貞久が死去したが、大円はこれに際し祭文を撰し、同寺には石塔が造立され位牌が安置された。⁽¹⁸⁾

ところで由来記には、次に掲げる貞治三年五月一日付の大円祖通宛足利義満公帖が付載されている(旧前二)一四四号)。⁽¹⁹⁾

真如寺住持職事、任先例可被執務之狀如件

貞治三年五月十五日 源朝臣義満御判^(注力)

祖通西堂

公帖は形式的にはいわゆる室町幕府將軍の御判御教書であり、日下に官途・花押が記される。本文書も原文書はその⁽¹⁹⁾

世 代	僧 名	住 山 期 間	示 寂	備 考
中興開山	雲 山 祖 興	(一三三三)~(一三四四) 元亨三~康永三	(一三四四) 康永三・九・二〇	諸山・十刹(?)昇位
二 世	田 翁 祖 珪	(一三四四)~(一三六二) 康永三~康安元	(一三六二) 貞治一・二・二五	
三 世	大 円 祖 通	(一三六二)~(一三七五) 康安元~永和元	(一三八三) 永徳三・九・七	山城真如寺公帖・阿久根長寿寺開基
四 世	答 叟 祖 問(問)	(一三七五)~(一三九七) 永和元~応永四	(一四六〇) 応永二・三・八・二九	相模東勝寺公帖
五 世	天 窓 祖 杲	(一三九七)~(一四〇六) 応永四~応永三	(一四一八) 応永五・九・二四	上野長楽寺公帖・永林寺阿久根永福寺造立
六 世	徹 宗 通 音	(一四〇六)~(一四一七) 応永三~応永一七	(一四二九) 永享元・一〇・三	相模東勝寺公帖
七 世	無 際 明 照	(一四一七)~(一四二四) 応永一七~応永二一	(一四三六) 永享八・四・三	山城普門寺公帖
八 世	太 叔 尚 祐	(一四二四)~(一四五〇) 応永二一~宝徳二	不 明	摂津善住寺・山城真如寺・南禅寺公帖
九 世	無 文 慶 章	(一四五〇)~(一四六五) 宝徳二~寛正六	(一四六五) 寛正六・一・二・一七	
一〇世	徹 堂 聖 薫	(一四六五)~(一四九八) 寛正六~明応八	不 明	仏宗大弥禅師号授与
一一世	得 翁 崇 収	(一四九八)~(一五〇一) 延徳二~明応元	不 明	
一二世	用 堂 從 龜	(一五〇一)~(一五三八) 明応元~大永八	(一五三三) 天文一・四・四	薩摩感応寺・相模建長寺公帖
一三世	州 岳 從 益	(一五三八)~(一五三三) 大永八~享禄四	(一五六四) 永禄七・七・二〇	山城普門寺・相模建長寺公帖
一四世	不 明	不 明	不 明	
一五世	南 華 從 薫	(一五四〇)~(一五四六) 天文九~天文一五	不 明	薩摩感応寺・山城普門寺公帖
一六世	興 叔 収 隆	不 明	(一五六〇) 永禄三・七・二	山城真如寺公帖
一七世	龍 雲 聖 興	(一五四八)~(一五五二) 天文一七~天文二〇	不 明	
一八世	茂 林 秀 繁	(一五五二)~(一五六五) 天文二〇~永禄八	不 明	相模禅興寺公帖

(『感応寺由来』により作成)

様な形式であつたと考えられるが、時期的に見て発給者は義満ではなく義詮であらう。真如寺は山城（京都市上京区等持院）所在の寺院で、無外如大尼が無学祖元の塔所として建立した正脈院を前身とし、暦応三年高師直により建立されたものである。暦応四年には十刹に昇位している。⁽²⁰⁾ 本公帖は文言・形式等に関する限り、共に完備しており特に異とする点は見出し得ない。その他、由来記中には次の二通の文書も記載されている（旧前（二）二八・九号）。

祈禱申於當寺、殊可被抽懇祈之狀如件、

應年五年九月四日

太政大臣義満御判

感應寺長老

右於當寺、軍勢并甲乙人等不可致濫妨狼籍、若有違犯之輩者、可処罪科之狀如件

應安五年五月四日

同御判

感應寺長老

感應寺宛の祈禱依頼および濫妨狼藉停止の禁制である。両文書共に応安五年九月四日付であるが、とすれば発給者は義満ではあり得ない。義満は同年一月二日に判始の式を行っており義満の花押のある文書が発給されるのはこれ以後である。⁽²¹⁾ 原文書が伝存していないため発給者の正確な比定は不可能であるが、発給時期や形式などから考えてあるいは九州探題今川了俊のものであつたのかもしれない。この時期了俊は南九州の寺院に積極的な働きかけをしていたものらしく、薩摩祁答院渋谷氏の外護する大願寺（薩摩郡鶴田町柏原、現在廃寺）には同日付で祈禱依頼および禁制を発給しており（大願寺文書、翌応安六年八月七日には日向志布志の禅刹大慈寺にも同様のものが出されている。⁽²³⁾ 了俊が探題に就任し九州に下向したのは前年応安四年二月であつたが、当時薩摩においては入来院重門が南朝方武将として島津氏ら北朝方（幕府方）と争っていた。応安五年六月二三日薩摩峯城合戦において重門自身は戦死し、

重頼が跡を継いだが、了俊が南九州経略を進める上で入来院氏対策は当面する課題であった。一方島津氏も貞久の守護職の分割譲与により総州家師久（薩摩守護）、奥州家氏久（大隅守護）の両家が分立したが、日向志布志は奥州後、家氏久の大隅方面進出の拠点であり、その関係から同地の名刹大慈寺に対しても寺領寄進などの保護が加えられていた。⁽²⁶⁾ 如上の事情を考慮するとき、祁答院氏の外護する大願寺、奥州家氏久の外護する大慈寺同様総州家の外護を得た感應寺に対しても了俊の働きかけがなされていたと考えても、あながち不自然な推定ではないだろう。

さて、永和元年大円祖通は同寺を退いて阿久根長寿寺を開創し（後述）、後任には答叟祖向が就任し第四世となった。答叟の住山は応永四年迄であり、この間南北朝合一・九州探題今川了俊の解任など特記すべき事項が相次いでいるが、由来記にはこれらに関して参考となるべき記載はなく、わずかに康暦二年三月朔日付細川頼之公帖（相模東勝寺⁽²⁷⁾）と至徳四年に没した島津氏久の祭文などを掲げるのみである。ただ、同時期の事項として看過し得ないものに同寺の祁答院内大願寺への寄進（末寺化）という事実がある。前にも多少触れた様に大願寺は祁答院洪谷氏の外護する禪院で当時諸山に叙せられていた。「祁答院旧記」⁽²⁸⁾所収大願寺寄進地由緒書中には次の記載がある。

一、明徳五年六月廿五日、山門院感應寺ヲ当寺ニ寄進、^(大願寺)
貞継、洪川
探題ナリ

筆者はかつて大願寺について論ずることがあり、⁽²⁹⁾ その中で貞継なる人物が九州探題方の人物であることを明らかにし、この寄進が探題今川了俊（時期的にみて洪川探題は記主の錯誤によるものだろう）の意向に沿うものであり、了俊は島津氏の動きを背後から牽制し南九州経営の一層の推進を図ったものではなかったか、と推定した。永和元年八月肥後水島の陣において了俊は少貳冬資を刺殺し、このため島津奥州家氏久の好を失い、以後氏久は了俊に対し頑強な抵抗を行うようになる。この様な状況下で行われた感應寺寄進が島津総州家にとって如何なる意味を有するものであったのか、という点などは特に興味の存するところであるが、関連史料を全く欠いており寄進自体が果して実効を伴うものであったのか否か、といった基本的事実さえ明確にし得ない事は残念である。

さて、南北朝期に入寺した同寺住持に即して問題点を整理してみた。以上の考察より同寺と幕府との関係が一層親密化している事は明確になったと思われるが、この間、同寺は阿久根地域へも教線の拡大を図っている。以下では同寺教線拡大の特色と、これに対応する在地領主との関係を端的に示した興味深い例として、莫祢氏の禅宗受容を考察してみたい。

平安末以来阿久根地方に威を張ってきた莫祢氏は平姓を称する在地の中小豪族で隣接する山門院の在地領主山門氏なども縁戚関係を有していたが、⁽³¹⁾薩摩国建久⁽³²⁾田帳には、

莫禰院四十町 嶋津同御庄寄郡

^(島津忠久)
地頭右衛門兵衛尉

延武三十五町

院司成光

土師浦

名主小大夫兼保

とあり、和泉庄下司和泉太郎兼保と共に島津庄寄郡莫祢院四〇町内延武三五町を有する院司莫祢成光の名が見える。⁽³³⁾

鎌倉期に入るといちはやく御家人の列に加わっており、⁽³⁴⁾建治三年には御家人役の走湯山造管役を対捍している莫祢兵衛入道なる者の名も見える。⁽³⁵⁾(旧前(一七八七号)。弘安五年より嘉元三年にかけては莫祢動行なる者が大隅国御家人曾木五郎太郎宗茂と菱刈郡久富名につき相論を起しており、更に莫祢郡司入道覚也代行連は新田社免田の対捍により同宮雑掌に訴えられている。⁽³⁶⁾鎌倉末期には鎮西探題使節としての行動が知られるが、莫祢成長・成時および庶子家遠失次郎太郎入道円也の頃より南北朝内乱期に突入し、以後は島津氏に従い幕府方として活躍している。⁽³⁸⁾鎌倉・南北朝期を通じ幕府への求心性の強い点は、同氏の特徴として指摘しておいてよいだろう。

さて、貞治四年三月島津師久は阿久根山下の地に峰前山長寿寺を建立した(『三国名勝図会』)。阿久根地域への禅宗流入の開始である。「感応寺由来」には永和元年二月に感応寺を退院した大円祖通により開基された由を記している。祖通は康安元年より永和元年までの足掛け一五年間感応寺に住していたが、該時期が幕府・九州探題方より積極

莫祢氏所見文書（鎌倉・南北朝期）

年 月 日	文 書 名	人 名	出 典
建久八・六	薩摩国図田帳写	院司成光	島津家文書
建久八・一二・二四	島津忠久内裏大番役支配注文案	莫祢郡司	長谷場文書
	薩摩郡国人目録	莫祢五郎左衛門尉 (遠矢) とをやの入道	古城主来由記所収
弘長二・三・九	平秀忠諫状案（端裏書）		旧記雜錄前（一）六三八
建治三・九・七	関東御教書案	莫祢兵衛入道	比志島文書
弘安五（嘉元三）		莫祢勤行 (莫祢郡司入道覚也) 別府多田名主代行蓮	『鹿兒島県史』参照
弘安一一・五・二二	別府多田名主代行蓮請文		水引執印文書
正応二・二	新田宮雜掌重申状	莫祢郡司入道覚也代行蓮	水引執印文書
延慶三・一一・二二	鎮西御教書案	莫祢孫太郎入道成道	權執印文書
文保元・七・晦	薩摩国御家人交名注文	郡司彦太郎・遠矢入道	山田文書
元亨三・二・二八	鎮西御教書案	莫祢郡司	国分寺文書
元亨三・四・二一	莫祢郡司平成探貞請文案	平成貞	国分寺文書
元亨三・一二・三	鎮西御教書案	莫祢郡司	国分寺文書
嘉暦元・八	某御教書	莫祢彦次郎入道	有馬文書
嘉暦元・九	莫祢彦次郎入道某重申状	莫祢彦次郎入道	有馬家文書
嘉暦二・閏九・二八	鎮西御教書	莫祢郡司	寺尾家文書

年 月 日	文 書 名	人 名	出 典
元徳三・七・二	鎮西御教書案	莫祢郡司入道	新田神社文書
元徳四・七	新田宮雜掌道海重申状案	莫祢郡司入道	新田神社文書
正慶元・八・一〇	鎮西御教書案	莫祢郡司入道	新田神社文書
	莫祢入道円也申状	莫祢次郎太郎入道円也・子息孫太郎重貞	旧記雜錄前(一)一八四六
	莫祢政員申状	(莫祢) 政員・親類貞国	旧記雜錄前(一)一八四七
建武四・八・三	島津道意合戦手負注文	莫祢次郎成時	島津家文書
建武四・八	莫祢成助軍忠状	莫祢平次郎成助	莫祢文書
建武四・一〇	大平成助軍忠状案	(莫祢) 大平成助・莫祢太郎二郎 (矢) 遠野入道	莫祢文書 比志島文書
(建武四)・一〇・一九	誓念書状案		
建武四・一一・三	大隅龜三郎丸軍忠状	遠矢次郎太郎入道円也	旧記雜錄前(一)一九八三 一九八四
建武四・一二	河田慶喜軍忠状	莫祢又太郎・莫祢彦次郎入道	旧記雜錄前(一)一九九一
曆応四・九・一二	莫祢円也軍忠状	莫祢次郎太郎入道円也	旧記雜錄前(一)二二二六
正平七・三・八	一色道猷書下	莫祢兵衛尉	旧記雜錄前(一)二三九八
觀応三・二・二八	尾張義冬書下	莫祢郡司	莫祢文書
文和三・六	知色城攻味方交名注文	莫祢彦太郎入道・遠矢次郎太郎入道 莫祢遠矢孫太郎	旧記雜錄前(一)二三五一
(文和四カ)二・二三	島津師久書状	莫祢彦太郎入道成因跡・遠矢入道	旧記雜錄前(一)二五七四

的な働きかけのなされた時期であつたことは既に述べたところである。同寺の阿久地域進出も如上の政治情勢と無関係ではないだろう。

ともあれ、以後長寿寺は阿久根地方における感応寺派の拠点として繁栄した。両寺間の交流が活発であつたことは、例えば祖通の入寺の後も、応永四年天窓祖果が長寿寺より感応寺五世として入院、応永一七年感応寺六世徹宗通音が長寿寺へ隠居、天文九年長寿寺六世南華從薫が感応寺一五世として入院している事実（由来記）などからも窺うことができる。

一方、この様な感応寺側の活発な活動に呼応して莫祢氏の側でも積極的な対応が始まつた。「莫祢氏代々記」⁽³⁹⁾中五代莫祢兵衛尉成友の項には次の記事が記載されている。

（。前略）

一、應安四年辛亥九月成友我居館ヲ廢シテ麓内寅卯ノ方片野村ニ内ノ城ヲ築キ移リ代々ノ居城となし、故ノ館跡ハ妙高山楞嚴寺ヲ創建セラル、末畧ス、

一、嘉慶二年戊辰八月十四日成友卒去、法名龍雲勇虎禪定門ト諡ス、楞嚴寺中葬ル、位牌石塔アリすなわち、莫祢氏五代成友により應安四年、阿久根山下の地に妙高山楞嚴寺（明和三年廢寺）が創建されたとしている。ところが一方、『三國名勝図会』の記す所によれば、同寺には「應永四年辛未九月開基檀那龍雲勇虎禪定門、嘉慶二年、戊辰八月十四日、莫根氏」と誌された位牌が存し、これを根拠として同書は、応永四年の同寺建立に際し嘉慶二年に没した成友を開基に据え冥福を修したものであろうとの解釈をとっている。しかしながらこれが位牌の銘の誤りによる解釈であることは明白で「應永四年辛未九月」は「應安四年辛亥九月」とすべきであろう。ちなみに応永四年の干支は辛未ではなく丁丑である。また同書では同寺開山を莫祢氏出身の果山和尚（宝徳三年遷化）としているが、何れの史料に拠つたものか不明である。更に開基についても成友説を否定する『阿久根市誌』の見解などがあ

る。⁽⁴⁰⁾後考を俟ちたい。

ともあれ、同寺が莫祢氏により建立・維持された点については疑問の余地はないだろう。⁽⁴¹⁾ところで、同寺に関して更に興味深い点は、同寺が莫祢氏の居館跡に建立されたとする前掲「莫祢氏代々記」の説である。楞嚴寺跡の存する山下地区は莫祢氏代々の居城である莫祢城の城内地区にあたり(『阿久根市誌』・『三国名勝図会』、『三国名勝図会』では同寺建立の地を「素莫根城の廓内なり」と伝えている。同様な事は莫祢氏の支族大石氏の建立した中城山大藏庵についても指摘し得る。嘉慶元年、大石丹後(守カ)成弘(法名別峯宗伝)は阿久根波留に実照和尚(応永元年正月二四日寂)を開山として大藏庵を建立した(同前)。実照和尚なる僧の法系は明らかでないが、宝徳二年には無文慶章が同寺より感應寺へ九世として入寺している事実などから推して(由来記)、いずれ感應寺派の僧であったことは疑いない。戦国期には雪溪和尚(有馬氏出身)なる僧が同寺と前述の長寿寺を兼住していたことも知り得るが(『三国名勝図会』・『出水郡地誌備考』)、同寺もまた「大石城の南東麓に位置して、大石城の登城口に」建立されていた(『阿久根市誌』)。

更に、応永五年には同じく阿久根波留の地に瑞香山蓮華寺も建立された。開山は莫祢氏出身の高標和尚(応永五年五月一〇日寂)と伝え(『三国名勝図会』)、のちに伊集院広済寺開山南仲景周の法嗣南溪和尚が中興開山となり、これを契機に広済寺末寺へと転派するが、当初は感應寺末であった。⁽⁴²⁾

史料制約により不明確な部分も多いが、以上挙げた数例からも次の様な結論を導き出す事は許されよう。つまり、該時期の感應寺の発展(阿久根地方進出)とは、現存史料による限り、民衆を基盤としたものではなく、むしろこれと隔絶された形でのいわば点的発展であったと考えられる。前述の如く、楞嚴寺・大藏庵などがいずれも莫祢城「廓内」や大石城登城近辺に建立されていた事実からも推測し得る様に、おそらくは莫祢氏(支族大石氏)の氏寺の枠を越えるものではなかったろう。ただ、それにもかかわらず同寺の阿久根進出が一定の評価に値するとすれば、こ

の「發展」が（幕府）―島津氏―莫祢氏のラインに沿ってなされている点である。莫祢氏が南北朝内乱の初期により島津氏に属し、幕府方として活躍してきたことは既述したが、感応寺の阿久根進出（末寺設定）により同氏は信仰の面でも島津氏への従属を強めることになる。内乱期の軍事的ヒエラルヒーに見合った宗教的ヒエラルヒーの形成であった。この様な構造下においては、島津氏が在地支配を強化する場合、在地領主（莫祢氏）を信仰の面から規制する感応寺の役割は必然的に重要化する。同寺の阿久根地方進出もこの意味からすれば、内乱期の在地情勢に鋭敏に対応し、その方向を的確に見定めた意義ある第一歩であったと評価し得るかもしれない。

以上、南北朝期における同寺發展の特色を莫祢氏を例として考察してみた。室町期以降の同寺の展開については、島津奥州家の隆盛と福昌寺の建立、総州家の滅亡、対外交渉の問題等々から改めて、後日改めて考察することにした。い。

- (1) 『鹿児島県史』四三九頁～四五五頁。
- (2) 観応元年六月二四日島津庄大隅方寄郡田教注文（旧前）（三三二）、拙稿「鎌倉・南北朝期における筑前博多聖福寺」（『九州史学』七九、昭和五九年一月）。
- (3) 建武三年三月一三日東妙寺長老宛足利尊氏書下写（『北肥戦誌』所収文書）、同二九日高城寺長老宛（高城寺文書）・正法寺長老宛（正法寺文書）、六月二一日高城寺長老宛（高城寺文書）、八月二日連城寺長老宛（筑後大友文書）など。
- (4) 今枝愛真「中世禅林の官寺機構」（同氏著『中世禅宗史の研究』第二章第二節）参照。ただし今枝氏も諸山昇位の時期については言及しておられない。
- (5) 『感応寺由来』・『三国名勝図会』など。
- (6) 五味氏前掲論文「野田感応寺の史料について」参照。
- (7) 例えば、前述した如く建武三年に足利尊氏祈願所御教書等が発給されているとすれば、「公之国今有、緇林之可、興、礼願者否」との尊氏の問いなどは内容的にやや矛盾しないでもない。
- (8) 建武三年九月一三日足利尊氏御教書案（高城寺文書）。

- (9) 今枝愛真「安国寺・利生塔の設立」(同氏前掲書第二章第一節)。
 (10) 「延宝伝燈録」卷一、「禅学大辞典」別巻所収「禅宗法系譜」など参照。
 (11) 寛正四年六月一九日島津立久袖判沙門教源幹縁疏(泰平寺文書、『川内市史』続古文書編所収、昭和五四年、川内市)。
 (12) 今枝氏前掲論文「安国寺・利生塔の設立」。
 (13) 藤田明「征西將軍宮」(大正四年、熊本県教育会)。
 (14) 島津庄の終焉について喜田貞吉氏は文和元年とされているが(『日向国史』上巻六一五頁)、工藤敬一氏もこの見解を諸般の事情より見て妥当な指摘とされた(『鎮西島津庄における領家支配の変遷』、同氏著『九州庄園の研究』所収)。
 (15) 『東福寺誌』二二〇・二二二頁所収。
 (16) 「感応寺由来」。同位牌の銘文は尊氏の命日を「延文三戊戌年四月廿九日」とする。
 (17) 寛政元年一〇月付「肥前州佐嘉郡勅賜春日山高城護国寺乗夏記」(佐賀縣史編纂資料二六八「済家宗由緒四、高城寺派」佐賀県立図書館蔵)。
 (18) 「感応寺由来」。
 (19) 公帖については、玉村竹二「公帖考」(『日本禅宗史論集』下之三所収)参照。ただし本文書については言及されていない。
 (20) 『扶桑五山記』、今枝氏前掲論文など参照。
 (21) 臼井信義『足利義満』(人物叢書三八、昭和三五年、吉川弘文館)二五頁。
 (22) 拙稿「薩摩渋谷氏の禅宗受容について―南北朝期を中心として―」参照。
 (23) 大慈寺文書(『鹿児島県史料拾遺』(X)、昭和四三年)、川添昭二『今川了俊関係編年史料』(昭和三五・三六年、孔版圖書)、同氏「今川了俊の発給文書」(『九州中世史研究』第三輯所収、昭和五七年、文献出版)。
 (24) 入来院氏系図および文中元年一二月二日付征西將軍宮懷良親王令旨(入来院家文書六号、朝河貫一原編『入来文書 新訂』所収、昭和四二年、日本學術振興会)。
 (25) 山口隼正「南北朝期の薩摩国守護について」(『史学雑誌』七六一六、昭和四二年六月)、同氏「南北朝期の大隅国守護について」(仲)(『九州史学』三五、三六、四一、四二、昭和四一年九・一二月、四二年一〇月)など参照。
 (26) 山口隼正「島山直顯と大慈寺」(『中世史研究会会報』七号、昭和四二年二月)。
 (27) 公帖は次頁の如くである。

相模州東勝寺住持職事、早任先例可令執務給之由被仰下所也、仍而執達如件、

康暦二年三月朔日 細川武藏守頼之判

祖問西堂

東勝寺は、鎌倉市小町葛西ヶ谷に存した禪寺で（現在廃寺）、開基は北条泰時、開山は退耕行勇と伝えられ、南北朝期には十刹に叙せられている（『新編鎌倉志』、『扶桑五山記』、『鎌倉廃寺事典』）。足利直冬が幼少の頃、同寺の喝食であったことなどは著名である（『太平記』）。渡辺世祐氏（（関東中心）足利時代の研究）や玉村竹二氏の指摘の如く（前掲論文）、関東十刹の公帖発給は鎌倉公方（当時足利氏満）の権限に属すると考えられるが、本文書は室町幕府の管領奉書の形式をとっており（しかも当時の管領は細川頼之ではなく斯波義将である）、極めて異例に属するもので再検討の余地があろう。なお『史料綜覧』においては、これを足利氏満のものと解釈して網文をたてている。

(28) 前掲『入来文書 新訂』所収。

(29) 前注(22)と同じ。

(30) 莫祢氏に関しては、五味克夫「薩摩国御家人について」（『鹿大史学』六・昭和三年一月）、『阿久根市誌』（昭和四九年十二月）などに言及があるが専論は管見に入らない。また同氏の系図類としては「遠矢氏系図」・「浜田氏系図」・「平国氏系図」・「山崎氏系図」（以上、川内市史料集（六）『諸家系譜』所収）・「阿久根氏系図」（鹿児島県史料集④『管窺愚考』所収）等々あるが、各種微妙に相違している。その他、同氏に関する参考史料として「莫祢氏代々記」（出水市故八田知意氏蔵、『川内市史』続古文書編所収）、宝暦三年撰「薩隅日三州他家古城主来由記」（鹿児島県立図書館蔵）などがある。

(31) 山門院郡司系図（『出水郷土史』所収、昭和四三年）および弘長二年三月九日平秀忠讓状（旧前(一)六三八号）、『薩摩郡地誌備考』・前掲「古城主来由記」・「管窺愚考」など。なお山門氏については山口準正「中世の山門院地頭職」（『史創』八、昭和四〇年三月）、同「在地における守護被官と国御家人」（『鹿児島史学』一三、昭和四一年三月）、『出水郷土史』など参照。

(32) 島津家文書。

(33) 五味氏前掲論文。

(34) 建久八年十二月二日島津忠久内裏大番役支配注文案（旧前(一)一七五・一七六・一七七号）。前掲「遠矢氏系図」や「薩隅日三州他家古城主来由記」などによれば、寛元四年に莫祢氏初代成兼は幕府より莫祢（阿久根）を得て下向したと伝えられているが、五味氏も指摘される如く（前掲論文）古来よりの在地領主であらう。

(35) 『鹿児島県史』三八四～三八五頁。

(36) 弘安二年五月二日別府多田名主代行連請文（水引執印文書、旧前(一)八八号）、正応二年二月新田宮雑掌重申状（水引執印文書、旧前(一)九一三号）。

(37) 元亨三年二月二日鎮西御教書案、元亨三年四月二日莫祢郡司成貞請文案、元亨三年二月三日鎮西御教書案（以上薩摩國分寺文書）、嘉暦二年閏九月二八日鎮西御教書（寺尾家文書）、元徳三年七月二日鎮西御教書案、元徳四年七月新田宮雑掌道海重申状案、正慶元年八月一日鎮西御教書案（以上新田神社文書）など。

(38) 莫祢円也申状（旧前(一)一八四六号）、莫祢政貞申状（旧前(一)一八四七号）、建武四年八月三日島津道意合戦手負注文（島津家文書）、建武四年八月莫祢成助軍忠状（莫祢文書、建武四年一〇月大平成助軍忠状案（莫祢文書、建武四年一〇月一九日誓念書状案（比志島文書、建武四年一月三日大隅亀三郎丸軍忠状（旧前(一)一九八三・四号）、建武四年二月河田慶喜軍忠状（旧前(一)一九九一号）、暦応四年九月二日莫祢円也軍忠状（旧前(一)二二六号）、正平七年三月八日一色道猷書下（旧前(一)二三九八号）、文和三年六月知色城攻味方交名注文（旧前(一)二五三三号）など。なお観応三年二月二八日付で足利直冬方武将尾張義冬の軍勢催促状（莫祢文書）が莫祢郡司宛に出されているが、同氏はこれに応じなかった模様である。

(39) 前注(30) 参照。

(40) 同書は「成友は文永（文永元年は一二六四）のころの人であって、一二〇年後の嘉慶年代（嘉慶元年は一二八七）の位はいは成友ではなくだれかの誤りであろう」（一二二頁）としている。

(41) その他同寺に関しては対外交渉の問題が存し（林鐘二〇日琉球王中山王書状・琉球三司宮書状、「感応寺由来」所引）、興味深い論点を与えているが今はこの点に立入らない。

(42) 南溪和尚および蓮華寺の史料の所見は、（康正元年カ）一一月二四日島忠国書状（旧前(一)一三五九号）、（康正二年）五月四日島津忠国書状（旧前(一)一三六二号）、文明二年一〇月九日島津国久書下（旧前(一)一四六四号）、弘治三年二月島津陽久書状（旧後(一)九六号）など。その他同寺に関連しては、文明一三年に大学章句の日本版新註刊行が同寺で行われたとする説（『阿久根市誌』）や薩州家島津国久（伊甫）が南溪について出家した事実（『出水郷土史』二二三頁）などは特に注目されよう。

三、小結

最後に本文中で述べた点について要約を加えておきたい。

- (1) 感應寺の創建については従来、建久五年西開山説が伝えられてきたが、史料の根拠は薄弱であり信を措くに足りない。同寺建立の実質的な出発点としては、安貞二年の忠久墓堂光明院造立をひとつの目安とできようが、同時期頃ではいまだ真言又は天台系の寺院であった可能性が強い。なお、開基檀越についても本田親経、貞親の二説が存し、現在の段階ではいづれとも決し難いが、本田氏の関与は十分に想定できよう。

- (2) 元亨三年より開始される忠宗・貞久の感應寺再興工事によって禪院感應寺は誕生した。同寺は東福寺を模倣して再興され、開山には聖一派雲山祖興が屈請されるなど東福寺との関係が強いのが特色である。これを島津庄々園領主近衛家（本家）・興福寺一乘院（領家）との関係から論ずれば、以下の如くなる。本文中で述べた様に東福寺（円爾）は近衛家の帰依を得ており、また南都の諸寺（東大寺・興福寺など）とも交流が深かった。一方、島津氏の側も忠久の島津庄下司職補任の経緯に端的に示された如く近衛家との関係は甚だ深く、両者間の交流は戦国末に至るまで継続している。島津氏の禪宗受容は、同氏の如上の様な立場と無関係ではないだろう。その場合、同氏が比企能員の乱に連座し領家方より島津庄々政所支配の諸職を剝奪され、以後島津庄下司・弁済使勢力に対しては支配のための有効な手段を喪失していた点に注目したい。蒙古襲来を契機として島津氏等西遷御家人は薩摩への入部を開始するが、その結果旧来よりの在地勢力との矛盾は一層激化し、梅北氏の例に端的に示された如く彼等は庄園領主側への傾斜を強めていた。以上の様な在地情勢下で庄園領主と交流の深い東福寺との関係を結ぶことは、在地支配の上からも効果的な手段であったと推察し得る。島津氏による感應寺再興工事の開始時

期が、近衛家一流による島津庄領家興福寺一乘院門跡の相承時期に重なるなどの事実は、藤原姓使用の問題とも関連して、同氏の禅宗受容の政治的意味を示唆したものとして特に興味深い。ともあれ、同氏の禅宗受容が庄園制的諸関係と深い関連を有するものであった点は指摘しておいてよいだろう。

- (3) 南北朝期に至ると同時は新たに幕府との関係を形成する。暦応二年の諸山昇位などをその嚆矢とすることができ、ほぼ同時期には安国寺・利生塔も川内地方に設定されており、この時期北陸地方に進出する幕府勢力とそれを支持する島津氏の動向を察知することができる。活発化してきた南朝勢力（懷良親王・三条泰季）の動向とも関連付けるべきであろう。

- (4) 内乱の進行と島津庄の解体という在地情勢の変化の中で、同寺は一層幕府との結合を強化する。開山雲山祖興以後南北朝期を通じて祖興の法系が同寺住持を占めた様であるが、足利尊氏位牌の安置・足利「義満」公帖・同「義満」（おそらくは今川了後）発給の祈禱依頼及び濫妨狼藉停止の禁制などが物語る様に、同寺はこの時期幕府勢力の中に確実に自らを定置し得たと考えられる。

- (5) この間、同寺は莫祢地城へと教線を拡大した。同寺発展の特色を莫祢氏の禅宗受容を例として述べるならば、該時期の発展は現存史料による限り民衆を基盤としたものではなく、むしろこれと隔絶された点的な発展であったと結論付けざるを得ない。ただその様な限界を有するものであったにもかかわらず、それは、幕府——島津氏——莫祢氏という内乱期の軍事的ヒエラルヒーに対応した宗教的ヒエラルヒーの形成とも呼び得るものであり、とすれば内乱期の在地情勢を見定め、これを発展の契機へと転換せしめた、同寺の意義ある一步として或いは評価し得るかもしれない。